



設計図面作成基本契約書

エフピー株式会社（以下「甲」という）と _____（以下「乙」という）とは、乙が甲に対し発注する設計図面の作成に関し、下記のとおり合意した。

第1条 （個別契約の成立）

- 甲乙間の設計図面の作成契約は、乙が甲に対し図面を交付し、甲がこれに対し図面を作成する承諾をしたときに、本書面に定める条件で成立したものとみなす。
- 乙が甲に作図発注する際には、図面作成に必要な設計図書または図面データ、部材資料、指示書等揃え、依頼を行うものとする。乙は作図範囲、作図箇所が明確に目視確認できるような着色または抜粋、内訳書なども同様に着色、抜粋して添付する。

第2条 （設計図面の対価）

乙が甲に発注する設計図面の作成代金は、設計図面1枚あたり8,000円とし、甲の図面構成とする。尚、通常とは異なる施工法を甲が考慮する必要がある図面は、別途打合せの上とする。

第3条 （図面の修正）

乙が甲に対し、甲が作成した設計図面の修正を求める代金は、修正に要する時間にして1時間あたり3,200円とし、甲の申告制とする。

第4条 （打合せ費用）

図面作成に関し打合せを行う場合の代金は、打合せに要する時間にして1時間あたり4,000円とする。ただし、甲が打合せ場所まで移動する場合、その出社から帰社までの時間を打合せに要した時間とみなす。甲の交通費は、都内は打合せ費に含み、地方は別途実費金額とし、乙の負担とする。

第5条 （検図）

- 乙は、甲が作成した設計図面を受領した際に検図を行い、不備を発見した時は7日以内に甲に通知する。乙から納品書受領書が返信されなかった場合でも納品から7日経過した場合、乙は甲が作成した設計図面を検図し受領したこととする。
- 修正時間については、納品書を提出した時点で乙が納得出来ない場合は協議の上決定する。
- 甲には図面における決定権及び承認権はないので、乙は図面内容に関してゼネコンや現場から必ず最終確認をとるものとする。

第6条 （締日および支払日、支払方法、請求書必着日）

- 毎月 ____日締、(当月・翌月・翌々月) ____日支払とする。
- 代金は、甲が指定する銀行預金口座に振り込んで支払う。乙は請求額より諸経費を引かず100%支払う。なお、振込手数料についてはこの限りではない。
- 請求書の必着日は(毎月・翌月) ____日とするが、休日にあたる場合は、翌営業日には到着完了させるようにする。

第7条 （誠実協議）

- 本書面に定めがない事項は、甲乙で誠実に協議して決定する。ただし、乙は、甲に対し本書によって定まる請求書金額の減額を求めない。
- 甲は、乙より図面を交付された時、如何なる対策を考慮しても、乙の提示する納期を厳守できないと判断した場合には、乙と協議の上、設計図面作成を承諾しないこともある。
- 甲は、設計図面作成において乙の指示に従わず作図し、誤った設計図面を作成した場合、図面修正を無償で行う。

- 乙は、作図発注に際して設計図面作成に必要な情報を甲に与えず、甲が設計図面を作成、完了させた場合、不要な図面、施工法違いに依る修正、新規作図、また製作、施工に及んだ時、乙の負担とする。
- 請求書提出後の苦情及び値引きには一切応じない。

第8条 （反社会的勢力の排除）

- 乙は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
- 甲は、乙の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。
 - 乙が反社会的勢力に属すると認められるとき。
 - 反社会的勢力が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 乙が反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - 乙が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。
- 甲は、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

第9条 （図面の著作権）

甲も乙も支払いが完了した工事に関しては、著作権に関して異議を唱えない。

第10条 （合意管轄）

本契約に関連して甲乙間に生じる一切の訴訟については、立川簡易裁判所または東京地方裁判所立川支部を合意管轄裁判所とする。

以上の合意の成立を証するため、本書面2通を作成し、甲乙各1通ずつ保有する。

令和 ____年 ____月 ____日

甲 東京都多摩市鶴牧1-4-17 いずみビル6階
エフピー株式会社

代表取締役 小野 敏 信

乙 住 所
社 名
代表者